

第3章 景観重要公共施設

【景観法第8条第2項第4号ハ関係】

宇都宮市景観計画、第4章3「規制・誘導による景観形成」の「景観重要公共施設の指定方針」に基づき、景観重要公共施設を以下のとおり位置付けます。

1 景観重要道路

(1) 宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路

1) 適用日

平成20年10月1日

2) 施設の名称

宇都宮東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路

3) 位置

図7のとおり



図7 景観重要道路の位置（宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路）

4) 整備に関する事項

ア 宇都宮駅東口駅前広場

【景観形成の方針】

- ・ 人・車・風・音の流れと水・緑のうるおいを生み出す道路景観の創出
- ・ 来街者をやさしくもてなす玄関口の形成
- ・ まちの持続的な発展を演出するデザイン

整備の考え方	整備の内容
まちの躍動感を演出する流れの創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑あふれる駅前空間を創出するため、歩行者や自動車の安全性に配慮しつつ、駅前広場南北の流れを創出するような連続的な植栽配置とする。 ○ 走行車線の混乱を防止するとともに、駅前広場の流れを創出するため、一般車両と公共交通の通行帯に異なる舗装を施す。 ○ 公共交通の通行帯は、耐久性に優れた排水性コンクリート舗装を採用する。
自然やまちの音・風を感じる駅前空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑あふれる駅前空間を創出するため、J R線沿い歩道のフェンスや幹線道路沿いの横断防止柵の緑化を行う。 ○ 乱横断による事故を防止するため、駅前広場内に高さ1.1mの横断防止柵を設置する。 ○ 県都・宇都宮、新たなまちの玄関口にふさわしいシンボルツリーを配置する。
ユニバーサルデザインの導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー構造（段差）を採用する。 ○ 明るく、見通しの確保されたエレベーターを設置する。 ○ わかりやすく、公共施設や交通情報を案内する公共サインを設置する。
快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を維持・継承する。 ○ 人と環境にやさしい雨水を地下に浸透させる透水性平板ブロック（コルゲートタイプ）を採用する。 ○ 新たな駅前景観にふさわしい、明るく、空間に溶け込むアルミハニカムパネルによる、薄くスマートな屋根デザインのシェルターを設置する。 ○ まちのデザインと一体化した薄くスマートなデザインの照明灯を設置する。

イ 駅東口広場通り

【景観形成の方針】

まちを演出する宇都宮らしい緑豊かな道路景観の形成

整備の考え方	整備の内容
うるおいを感じる緑の配置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑あふれる都市空間を創出するため、横断防止柵の緑化を行う。 ○ 街路樹や植栽帯を整備し、その適正な維持管理を図る。
快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を維持・継承する。 ○ 人と環境にやさしい雨水を地下に浸透させる透水性平板ブロック（コルゲートタイプ）を採用する。 ○ まちのデザインと一体化した薄くスマートなデザインの照明灯を設置する。

ウ 東西自由通路（歩行者デッキ）

【景観形成の方針】

- ・ 人・もの・情報・文化の交流拠点に誘うアプローチ
- ・ 人々が交差する駅前広場に圧迫感を与えない軽快なデザイン
- ・ まちを彩る明るく見通しの良いデザイン

整備の考え方	整備の内容
交流拠点への流れ・導入感を演出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風格のある新しいまちを予感させる御影石舗装を採用する。
駅前広場や拠点施設との一体感を演出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅前広場に圧迫感を与えない軽快な構造形式（薄い床板や屋根）。 ○ 軽やかさを感じる庇の設置。
人々が安心して楽しく移動できる空間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 明るく見通しの確保されたエレベーターの設置 ○ あらゆる人が安全で安心、かつ快適に通行できるよう、点字ブロックを手すり側に設置する。
自然の光や風を感じる開放感のある明るい空間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然の光や風を感じ、開放感のあるオープン構造、ガラスの採用 ○ 豊かな光を感じるトップライトの設置

5) 占用許可の基準

当該施設において、公衆電話や広告塔などの工作物（以下「工作物」という。）の道路占用の許可（道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可。以下「道路占用許可」という。）を行う場合は、次の事項に配慮することとします。

- 工作物等の形態は、沿道の建築物とのバランスの取れたものとします。
- 工作物等の色彩は、道路の仕上げや沿道の建築物、標識やサイン等と調和のとれたものとします。

(2) 大通り

1) 適用日

平成23年7月1日

2) 施設の名称

大通り

3) 位置

主要地方道宇都宮・那須烏山線（区間：池上町交差点から大通り1丁目交差点まで）

主要地方道宇都宮・笠間線（区間：大通り1丁目交差点から宮の橋交差点まで）

（図8のとおり）

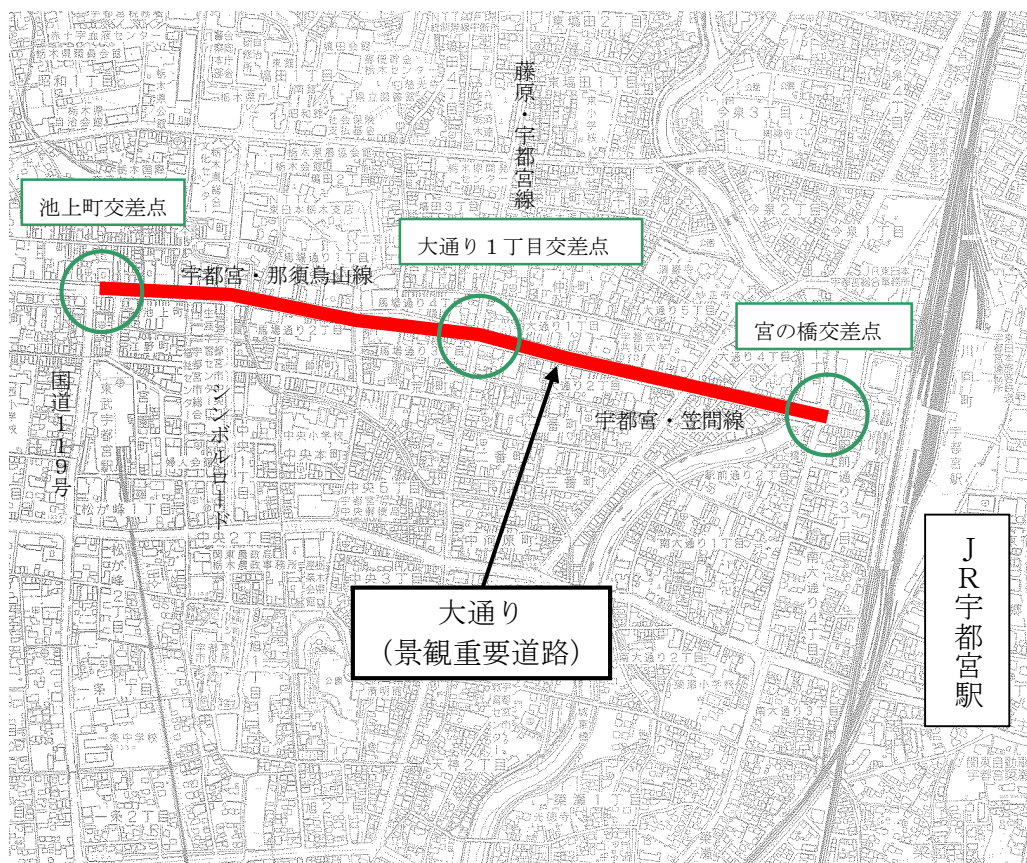


図8 景観重要道路の位置（大通り）

4) 整備に関する事項

【景観形成の方針】

- ・ 県都・宇都宮にふさわしい風格ある道路空間の形成
- ・ 個性と魅力を備えた宇都宮らしさの創出
- ・ みどり豊かで歩いて楽しく、賑わいのある道路景観の演出
- ・ おもてなしの心溢れる環境づくり

整備の考え方	整備の内容
落ち着きと、まとまりのある道路空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道舗装は、沿道景観に配慮し、基本パターンや色合いを統一したものとする。 ○ 道路照明施設の形態意匠はデザイン性のあるもので統一する。色彩は周辺景観に調和し、一体感のある道路空間となるよう統一する。 ○ 地下道出入口の上屋は、透過性のある素材の使用に努め、圧迫感がなく、周辺と調和のとれたデザインとする。 ○ 道路付属物は、その機能を損なわない範囲で、色彩の統一を図るとともに周辺と調和のとれたデザインとする。
地場産材を生かした、個性と親しみある空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に植栽柵、花壇、ベンチ、モニュメントは、大谷石を積極的に採用する。
うるおいを感じる緑の配置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道部は、高木で並木を形成し、並木により、歩道が暗くならないよう、道路照明との関係に配慮するとともに、樹形を美しく整える。 ○ 並木の植樹柵内に常緑低木や花などの植栽に努め、中央分離帯にも植栽帯をできる限り設置する。
賑わいと楽しさの演出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路照明施設には、大通り全体にフラッグを連続して掲出できるよう、フラッグアームを設置する。 ○ 歩道側に連続して親子照明（歩車道兼用）を配置するとともに、夜間景観の演出に努める。
安心して快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車道部は排水性、歩道部は透水性の高い舗装材を使用する。 ○ ユニバーサルデザインを積極的に取り入れる。

5) 占用許可の基準

当該施設において、工作物の道路占用許可を行う場合は、次の事項に配慮することとします。

【共通事項】

- 工作物等の形態は、沿道景観とのバランスの取れたものとし、色彩は、道路の仕上げや周辺の道路付属物及び建築物と調和の取れたものとしします。
- 工作物等に使用する素材には、宇都宮市の地場産材である大谷石の活用に努めるなど、宇都宮らしい景観を演出するデザインとします。

【個別事項】

- バス停の上屋は、壁材に透過性のある素材の使用に努めるなど、圧迫感がなく、周辺と調和の取れたデザインとします。
- フラッグ等は、宇都宮らしさや賑わいを感じさせるデザインとし、大通りに一体感をもたせるよう連続掲出に努めます。